09夏季闘争勝利! 7-23中央総決起集会

日産は社会的責任をはたせ

発行所/大阪府関係職員労働組合 〒540-0008 大阪市中央区大手前2-1-59 電話 06(6941)0351:内線3740 直通06(6941)3079 FAX06(6941)4541 E メール info@fusyokuro.gr.jp URL/http://www.fusyokuro.gr.jp 発行人/平井 賢治 編集人/西栫 浩美

(一部10円)組合員の購読料は組合費に含まれています。

大幅削減

張するとともに、すべての

て容認できません。府労組

国人勧の不当性を主

今回の人事院勧告は、

大阪府関係職員 労働組合 役員選挙

9月29日投票

## 府人事委員会へ

組める賃金・労働条件の確保にむけた勧告を行うよう要請しました。 府労組連は、9月1日大阪府人事委員会へ要請書を提出するととも 人事委員会委員長と意見交換を行い、 府職員の生活改善と府民本位の職務に意欲を持って取り 財界追随のマイナス勧告の不

史上最悪水準の 当性を指摘し、 いて本来内部留保の一部を 4千円の減額となります。 これは、 財界が9春闘にお

の大幅賃金削減であり断じ 賃金抑制攻撃を強化し、そ 金抑制を押し付けていくと 付け、さらに全労働者に賃 の結果を、公務部門に押し が作り出した史上最悪水準 いう、財界・政府・人事院 吐き出し、雇用や賃金引き 上げに回すべきところを、 時金の大幅削減など 府職員・教職員の生活改善

委員会委員長に強く要請し 極的な勧告を行うよう人事 時短を強く要請 府独自カットの中止

と一時金の大幅削減をあわ

年収ベースでは15万

大阪府が独自に実施して

事務局としてのイニシャテ

カッ

時

0・35月削減する内容で、 4年ぶりの月例給引き下げ

住居手当を廃止、一時金を 2%引き下げ、自宅に係る たとして俸給表を平均0・ 民較差が▲0・22%となっ

働条件の確保にむけて、積 持って取り組める賃金・労 と府民本位の職務に意欲を

研を直ちに開催するため、 う勧告を行うこと、リフレ し、その中止を大阪府に求 得ません。このことを指摘 する不法行為といわざるを 員会の存在そのものも否定 た。また、勤務時間短縮に めるよう強く要請しまし 直ちに実施すると 厳し

行う。 組連の要請に対し、「公民 格差を踏まえ適切な勧告を で比較」と不当な回答 帯野人事委員長は、 い状況と認識してい 景気悪化の状況から 府労

の生活改善と大阪経済の活 や取り組みについて意思統 を開催し、国人勧の不当性 全職場で職場集会や学習会 を行うとともに、府職員 「要請決議

するにとどまらず、人事委 勧告を無視する行為であ の調査やその結果に基づく に基づく大阪府人事委員会 原則」「情勢適応の原則 給与決定にかかる「均衡の 金カットは、地方公務員の になっています。大幅な賃 ト額は年間一人平均45万円 人勧制度の根幹を破壊 のとなっており、 を求めました。 会の中立的機関としての本 や内容からみると「知事の ェストは、その作成の経緯 できないことからその撤回 来の役割から考えても容認 万針を執行する」 八事委員会事務局長マニフ また、6月に公表された

公民格差はカット前

公民格差はカット前で 府職労・府労組連は、

、人事委員 一ためのも 当然。労働基本権が剥奪さ というのであれば、 れているもとで、代償機関 された賃金で比較するのは 回答しました。

対する独自カッ

、ト中止を求

後の新しい り組みを進

季年末闘争に全力を 応し、対人事委員会、 全国的なたたかいと呼 秋

▼一方、正規雇用の労働

は権能が及ばない」などと 研究したい」「非常勤職員 変わっていない」「パワー 況も言及したい」「時短に ハラスメントの取り扱いは 組みを進めるとの考え方は に大きく遅れないよう取り ついては、昨年勧告した国 府労組連は、「公民比較

> 独自カットが進っ 行動を進める、

められてい

発表した労働 務省が8月に

力調査による

③全国的に

るもとで、政府

・総務省に

関係労組とも共

同した要請 村等の公務 大阪府内の

游步道

であった▼総

も大きな争点

は、雇用問題 衆議院選挙

民間労組や市町

委員会に対し、

あらためて要求しました。 としての役割を果たせ」と 、カット 件費抑制攻撃を跳ね返すた 正、時給100 め、労働者派遣 情勢のもと、財界による人 める、④総選挙 める全国的な取る

り円以上の 法の抜本改

キングプアをなく 強化するととも 組みを進める、 組みに全力をあげます。9 改善を求める全国的な取り 制度廃止や障害者自立支援 条例制定、後期 委員会に対する日 月下旬を山場に 法改正など社会保障制度の などの取り 自治体ワー 全力をあげ に、11月の 取り組みを 大阪府人事 局齢者医療 くす公契約

府職員・教職員の生活改善と大阪経済活性化につながる 大阪府人事委員会勧告を求める職場決議(案) 人事院は去る8月11日、国家公務員の給与に関する勧告等をおこな った。

日比谷野外音楽堂での決起集会(7・23)

給与に係る勧告は、①官民較差がマイナス0.22%となったとして俸 給表を平均0.2%引き下げ、自宅に係る住居手当を廃止する②一時金 を0.35月削減するというものであり、4年ぶりの月例給引き下げと-時金の大幅削減をあわせて、年収ベースでは15万4千円も減額するも のとなっている。これらは、財界が09春闘において本来内部留保の一 部を吐き出し、雇用や賃金引き上げに回すべきところを、逆に一時金 の大幅削減など賃金抑制攻撃を強化し、その結果を、公務部門に押し 付け、さらに全労働者に賃金抑制を押し付けていくという、財界・政 府・人事院が作り出した史上最悪水準の大幅賃金削減であり、断じて 容認できない。

加えて、大阪府は現在、府職員・教職員の強い反対にもかかわら ず、給与や一時金などの大幅なカットを続けカット額は年間一人平均 54万円にもなっており、その中止を強く求めるものである。

同時に、大幅な賃金カットは、地方公務員の給与決定にかかる「均 **衡の原則」「情勢適応の原則」に基づく大阪府人事委員会の調査やそ** の結果に基づく勧告を無視する行為であり、人勧制度の根幹を破壊す るにとどまらず、人事委員会の存在そのものも否定する不法行為とい わざるを得ない。

また、6月に公表された人事委員会事務局長マニフェストは、その 作成の経緯や内容からしても「知事の方針を執行する」ためのものと なっており、人事委員会の中立的機関としての本来の役割から考えて も容認できるものではない。

以上のことから、次のことを要請する。

1. 給与に係る人事院勧告に追随することなく、すべての府職員・教 職員の生活改善に結びつく積極的な勧告を行うこと。

給与減額等の人件費削減は、勧告制度の根幹を破壊し、 会の存在を否定するものであり、直ちに中止するよう大阪府当局に 要請するなど毅然とした対応を行うこと。

2. 公民格差については、減額された賃金実態と比較すること。

3. 1日の勤務時間の15分短縮を終業時間の繰上げにより直ちに実施 するよう勧告すること。

4. 非常勤職員の賃金引上げや休暇等の労働条件改善、正規職員との 均等待遇などを実現すること。

今回の人事院が意見の申し出を行った「育児休業等をすることが できない職員の範囲の見直し」や「子の看護休暇の拡充」「介護の ための短期の休暇の新設」などについて意見の申出を行うこと。

6. 使用者である知事の方針を執行するための人事委員会事務局長マ ニフェストは撤回し、中立機関としての本来の役割を果たすこと。 また、民間実態調査のあり方については、府職員・教職員の待遇改 善につながる方向での検討を行うとともに府労組連と十分協議する

員」の26万人減であった 働者派遣事業所の派遣社 減少幅が大きいのは「労 り」の影響が顕著に現れ 昨年秋からの「非正規切 前年同期比で47万人減と た。非正規雇用のうち、 正規雇用の労働者数は、 アルバイトや派遣など非 4月~6月期平均の

い水準にある▼選挙後に 正規雇用という異常に高 然として3人に1人が非 減少にもかかわらず、依 切り」などによる大幅な 少した。しかし「非正規 比率は33・0%と若干減 かる▼雇用者全体に占め にも及んでいることがわ る非正規雇用の労働者の 者数も、前年同期比29万 八減と人員削減が正社員

動を強化するとともに、 ルの確立のために労働者 し、人間らしく働くルー 開会される特別国会に対 たさせる取り組みも強化 大企業の社会的責任を果 0円以上でワーキングプ と、最低賃金時給100 し「過労死」をなくすこ 残業の上限を法律で規制 の社会にすること、また 派遣法を抜本改正し「雇 用は正社員が当たり前」 アをなくすなど、要請行

(職場からの一言) 以上決議する。 2009年 月  $\Box$ 大阪府人事委員会委員長 帯野久美子 様 職場名( 大阪府関連労働組合連合会(府職労・大教組)

となければならない。<br />